

# ロイロノート・スクール 利用ガイドライン

制定 令和2年8月7日 教小企第2607号

## (目的)

第1条 本ガイドラインは、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下、「市立学校」という。）が利用するロイロノート・スクール（クラウド版）（以下、「ロイロノート」という。）の利用及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的としたものである。

## (定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統括管理責任者 市立学校が利用する機能及びサービスの運用及び管理の統括を行う主管課の長をいう。
- (2) 学校管理責任者 各学校が利用する機能及びサービスの運用及び管理を行う学校長をいう。
- (3) 利用者 市立学校に在職する教職員、市立学校に在籍する児童・生徒、その他統括管理責任者が認めた者をいう。
- (4) 本サービス ロイロノートの機能及びサービス
- (5) 教育用ネットワーク Y・Y NETまたは統括管理責任者が認めたネットワーク回線

## (アカウント)

第3条 統括管理責任者または学校管理責任者は、次の各号の範囲でアカウントを発行することができる。

- (1) 市立学校に在職する教職員
  - (2) 市立学校に在籍する児童・生徒
  - (3) その他統括管理責任者が認めた者
- 2 アカウントは学校管理責任者が管理し、教職員の採用、学校の児童・生徒の転入学等に合わせ、登録・変更を行うものとする。
- 3 利用者が退職・転校・卒業等となった場合は、学校管理責任者は直ちに、アカウントを削除し、本サービスが利用できないようにしなければならない。
- 4 アカウントのパスワードは、利用者が責任をもって次の各号のとおり、管理するものとする。
- (1) アカウント及びパスワードを適切に管理し、漏えいを防止すること。
  - (2) パスワードは生年月日等、簡単に類推できるものを使用しないこと。
  - (3) ログインする時は、パスワード保存による運用を行わないこと。また、利用後はログアウトを必ず行うこと。
- 5 利用者がパスワードを亡失した場合等は、学校管理責任者に連絡し、学校管理責任者は初期化等、必要な手続きを行うこと。
- 6 学校管理責任者は利用者に対し、利用ガイドラインについて周知し、端末やアカウント、情報の取扱いについて同意をとらなくてはならない。

(利用に関する禁止事項)

第4条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為をしてはならない。

これらの行為等が確認された場合は、統括管理責任者または学校管理責任者は、当該利用者の本サービスの利用の停止や禁止等、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 不正アクセス等不適切な行為の実施
- (2) 他人のアカウントの使用
- (3) 職務または学習目的外の利用
- (4) 公序良俗及び法令等に反する行為
- (5) 著作権、肖像権、知的所有権等の権利を侵害する行為
- (6) 個人情報または職務上知りえた情報の漏えいにつながる行為
- (7) 他人を誹謗、中傷するなど差別につながる行為
- (8) その他統括管理責任者及び学校管理責任者が不適切と判断する行為

(アプリケーションの導入基準)

第5条 本サービスで追加されるサービス及び機能については、学習及び校務において必要性を検討し統括管理責任者が導入できるものとする。

(利用端末)

第6条 教職員が本サービスを利用する場合は、購入、借用その他の手段で教育委員会が導入した端末機を利用しなくてはならない。(「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理に係る取扱要領」)

2 児童生徒は学校配当端末を原則とするが、家庭から利用する場合は、保護者の監督のもと、ネットワークセキュリティが確保され安全な端末を利用しなくてはならない。

2 学校管理責任者は、盗難・紛失等に対し、適切な対策を施さなければならない。

(個人情報の取扱)

第7条 個人情報については、成績・進路情報、家族、病歴など秘匿性の高い情報を扱ってはならない。やむを得ず個人情報を取扱う場合は、横浜市教育情報ネットワーク運用管理要綱第28条に定めるほか、横浜市立学校における個人情報の取扱いに関するガイドラインに基づいて行うものとする。

(無償利用期間)

第8条 ロイロノートのアカウント利用については、連携協定期間内は全市立学校児童生徒のアカウント利用料は無償となる。